

# 国際刑事裁判所に対する国家の協力義務の内容と法的基礎(二・完)

竹村仁美

1. 問題の所在
2. 国際刑事裁判所規程と国家の協力義務の内容と法的基礎
  - 2.1. 規程起草過程における対立
  - 2.2. 他の国際刑事司法機関との協力義務の差違
  - 2.3. 国際刑事裁判所規程上の締約国の協力義務及び協力拒否事由
  - 2.4. 締約国の非協力に対する措置
  - 2.5. 規程第98条をめぐる問題
  - 2.6. 非締約国の協力義務
    - 2.6.1. 規程と非締約国の関係
    - 2.6.2. スーダンとリビアの事態
  - 2.7. 垂直性と水平性の議論再考
3. 国際刑事裁判所に対する国際組織の協力
4. 国家に対する国際刑事裁判所による協力(リヴァース・コーポレーション)
5. 日本の展望—国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の概要—
6. おわりに

## 2.7. 垂直性と水平性の議論再考

国際刑事裁判所と国家の協力関係を捉えて、それは果たして垂直の関係か水平的関係かという議論が存在する。換言すれば、国際刑事裁判所と国家の关系到垂直性が見られるか、水平性が見られるかという問題でもあり、近年盛んに議論される<sup>1)</sup>。しかし、そこで用いられている垂直性と水平性の用語の意味は必ずしも一様とは限らないので、以下、垂直性の具体的内容を見ながら、その

概念を整理する。

国際刑事裁判所規程の協力義務に関しては、国際刑事裁判所の協力要請が国内刑事裁判所に対して垂直的な性質を有するのか、それとも従来の主権国家間協力類似の水平的性質を有するのかという問題について、起草過程で妥協点が模索されたため、規程全体の性質を一刀両断にすることは難しく、個別具体的な規定の性質を見てその垂直性の程度を判断することが望ましい。そこで、まずは個別の規定の垂直性を検討する。

たとえば、規程の国際刑事裁判所に対する国家の協力の垂直的關係性を示す語に、第9章の第89条や第91条に用いられている「引渡し (surrender)」の用語がある<sup>2)</sup>。最終的に採択された規程では、第102条(a)項により、「引渡し (surrender)」とは、規程上、国が人を裁判所に引渡すことを指し、同条(b)項により、「犯罪人引渡し (extradition)」とは、国際法又は国内法に基づき、国がいずれかの者を他国へ引渡すことを指すから、引渡しについて用語法の区別がされている。

‘Surrender’の用語の採用は、規程起草時のローマ会議で最後まで決着がつかなかった問題の一つであり、その他、‘transfer’、‘extradition’の語のいずれを用いるかどうかで意見が分かれた。国家間の引渡ししが一般に‘extradition’の語で表現されるのに対して、‘surrender’は、旧ユーゴ国際刑事法廷自らに対する国家の協力義務が垂直的な性質を有すると判示した旧ユーゴ国際刑事法廷の規程第29条2項(e)、及びルワンダ国際刑事法廷第28条2項(e)において用いられた語であり、垂直的關係性を求め、既存の引渡しの規則に拘束されない国際刑事裁判所の手続の固有性を強調する大半の国家の主張が通ったことになる<sup>3)</sup>。‘Extradition’の語は、規程の準備段階においてILCの審議後に規程の起草に当たった準備委員会(Preparatory Committee)においてエジプト・アラブ共和国1ヶ国からしか支持されていなかったにもかかわらず、ローマ会議では、ブラジル連邦共和国、インドネシア共和国、チュニジア共和国、イラク、リビア、ベナン共和国、イスラエル国、モロッコ王国、シリア・アラブ共和国がこの案に加勢した<sup>4)</sup>。これら国家は自国国内法に自国民不引渡しの規定を持つため、‘extradition’の語を用いることで国際刑事裁判所規程上の引渡ししが通常の家

間引渡しと同様の制度であることを示唆させることを意図し、自国民の国際刑事裁判所への引渡しを阻止できると考えて、この語を支持していた<sup>5)</sup>。他に‘transfer’の語を支持した国もあり、‘transfer’でも‘surrender’でも良いと考える国もあったけれども、規程では結果的に‘surrender’の語が採用されることとなった<sup>6)</sup>。

また、‘surrender’と‘extradition’の語との相違が規程第102条の「用語」で説明されており、前者は、通常、自国民引渡しを行わない立場の国家が例外的に国際刑事裁判所へ引渡す場合も含意することとなった<sup>7)</sup>。この‘surrender’の語の国際刑事裁判所の協力手続の固有の性質を補強するものとして、引渡しの要件に関する第91条2項(c)が挙げられる。同項は「第58条の規定に従って予審裁判部により逮捕状が発せられている者の逮捕及び引渡しの請求の場合には、当該請求については、次のものを含め、又はこれらによって裏付ける。(a) (略) (b) (略) (c)被請求国における引渡しの手続に関する要件を満たすために必要な文書、説明又は情報。ただし、この要件は、被請求国と他の国との間の条約又は取極に基づく犯罪人引渡しの請求に適用される要件よりも負担を重くすべきではなく、また、可能なときは、裁判所の特性を考慮して軽くすべきである (下線筆者)」と定め、引渡しの要件について、国家に一定の裁量を認めつつも、裁判所の特性上、通常の間引渡し手続の引渡し要件がそのまま妥当すべきでないことを認める。

国際刑事裁判所規程第9章の垂直的要素の指標については、学説上、①国家の協力義務、②協力拒否事由の広狭、③厳格な相互主義の欠如、④強制的紛争処理手続の4つが指摘されている<sup>8)</sup>。第一点目は既に検討してきたので、第二点目の協力拒否事由の広狭をまず検討すると、規程第86条に示される通り、第9部の締約国の協力体制は本質的に義務的なものであり、政治的裁量に基づく協力拒否、伝統的な国家間関係の司法共助における協力拒否事由である双方可罰性の要件、相互主義の欠如、政治犯不引渡しなどの協力拒否の余地を残さないものとなっている<sup>9)</sup>。こうした相互主義に基づかない国際刑事裁判所に対する司法協力の義務的性質は、国際刑事裁判所の国家刑事管轄権に対する垂直的要素を示している。第三点目に、厳格な相互主義の欠如は、規程第9部が全

般的に見て国家の協力義務のみを取り扱っている点に裏付けられる<sup>10)</sup>。例外的に、第93条10項に、国際刑事裁判所による締約国への協力が規定されているけれども、義務ではなく、国際刑事裁判所の裁量を表す規定となっている<sup>11)</sup>。国際刑事裁判所による国家への協力は義務的ではないため、厳格な相互主義が欠如しており、国際刑事裁判所による国家への協力義務の垂直的要素を示唆することとなる。第四点目に、国際刑事司法と国内刑事司法との間に垂直的協力関係の存在する場合には、国際法上の強制的紛争処理手続が存在している<sup>12)</sup>。規程第119条1項は「裁判所の司法上の任務に関する紛争については、裁判所の決定によって解決する」と規定する。さらに、規程第87条7項は「締約国がこの規程に反して裁判所による協力の請求に応ぜず、それにより裁判所のこの規程に基づく任務及び権限の行使を妨げた場合には、裁判所は、その旨の認定を行うことができる」とし、締約国の協力義務違反の認定を裁判所が行うことを確認している。したがって、規程締約国は、規程の加入時に、国際刑事裁判所からの協力要請に対する締約国の義務の範囲について、協力請求を行う国際刑事裁判所の側にその解釈を委ねることに同意したものと解される<sup>13)</sup>。以上の四点の他に、規程第99条4項が、一定の場合に国際刑事裁判所の検察官について、被請求国領域における捜査を行う権限を認めていることも垂直性を示唆する<sup>14)</sup>。

以上、規程の垂直性の裏付けとなる規定を紹介した。次に、広く国際刑事司法の国内刑事司法に対する垂直性及び国際刑事管轄権の個人に対する法的垂直性を検討したい。

第一に、国際刑事司法の国内刑事司法に対する垂直性について、むしろ国際刑事裁判所は、多数国間条約によって設立され、補完性の原則を標榜することから、国家主権に対する水平性を示唆する。しかしながら、規程第13条(b)に基づき国連憲章第7章下で行動する安保理によって国際刑事裁判所が利用される場合には、既に論じた通り、規程非締約国にまで協力義務が及び得るなど、契約的性質を帯びた法原則の多い条約法の観点からは説明できない部分が現れ、一定程度の垂直性が暗示される。ただし、リビアの事態で見たように、国連憲章第7章下で行動する安保理によって付託された非締約国の事態から生じ

た事件についても、受理許容性の審査が行われ、補完性の原則は維持されている<sup>15)</sup>。しかしなお、受理許容性の判断権者が国際刑事裁判所である限り、国内管轄権に対する国際管轄権の完全な補完性も看取り難い。

第二に、国際刑事司法の発展を通じた国際刑事管轄権の個人に対する垂直的関係性が指摘できる。安保理を中心とした国連の集団安全保障体制は、大国による支配や従属を排除し、実力において劣る国家の主体性を組織的に回復・維持するためのいわば「最小限の公法的介入」を前提としている<sup>16)</sup>。したがって、人権・法の支配といった基本価値を実現するための国内制度の構築に十分な意思と能力を持たない途上国に対して、国際社会が介入を行うため、主に冷戦後の国際法は「介入の国際法」と変化しつつある<sup>17)</sup>。

とりわけ国際刑事司法制度の出現と活発な機能が「介入の国際法」の構図の中で展開していると指摘される。つまり、国際刑事裁判を実施する制度と責任と、追及される個人との間に、国内社会におけると同様の垂直的な法関係(v*ertical relationship*)が構築されている<sup>18)</sup>。特に国連憲章第7章下で行動する安保理の発意に基づく国際社会の処罰権(*jus puniendi*)又は国際刑事裁判所固有の処罰権は<sup>19)</sup>、介入の国際法及び国際秩序の垂直的法関係の一つの発現形態に他ならない。国際刑事裁判所も、慣習国際法上の国家元首の免除を、安保理付託の事態から生じた非締約国スーダンの国家元首に関する事件について処罰権概念に依拠しつつ否定している<sup>20)</sup>。

冷戦後の人道的介入の議論、保護する責任の議論、個人の国際法上の刑事責任を追及する国際刑事法廷設置は全て介入の国際法の事例と考えられ、人道主義や人間の尊厳が、国際社会の処罰権や国際法の個人への介入といった国際法の垂直効の正当性及び正統性を根拠づける鍵となるであろう<sup>21)</sup>。

### 3. 国際刑事裁判所に対する国際組織の協力

国際刑事裁判所規程第87条6項は「裁判所は、政府間機関に対して情報又は文書の提供を求めることができる。また、裁判所は、そのような機関の権限又は任務に基づくその他の形態の協力及び援助であって当該機関との合意によって定めるものを要請することができる」と定めている。この規定に従っ

て、2004年10月、国際刑事裁判所と国連との間で合意文書が締結されている<sup>22)</sup>。全23条からなるこの文書を法的根拠として、国連は国際刑事裁判所、特に検察局及び弁護士に対して情報の提供や文書の提供を行っている。さらに、国際刑事裁判所において国連職員や専門家が証言を求められる場合には、国連事務総長は合意文書第16条1項に基づき一貫して免除の放棄を行っている<sup>23)</sup>。また、安全の問題から証人が国際刑事裁判所の所在地オランダへ行って証言を行うことが困難である場合に、国連の事務局と裁判所との間のビデオリンクによる証言を可能とするため、2004年に締結された合意文書以降、多くの合意や取極が国連と検察局や書記局との間で、その都度の要請に応じる形で結ばれている<sup>24)</sup>。

他にも、裁判所が国連コンゴ民主共和国ミッション (the United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo : MONUC、2010年7月1日以降はコンゴ民主共和国安定化ミッション、MONUSCO : the United Nations Organization Stabilization Mission in the Democratic Republic of the Congo となっている) に対する協力要請を行う必要から、2005年11月に国連と国際刑事裁判所との間に了解覚書が締結されている<sup>25)</sup>。この了解覚書締結以前、MONUC の任務のうち特に武力行使を含む任務が国際刑事裁判所に対する協力を認めたものかどうか争いがあり、とりわけアメリカは MONUC が国際刑事裁判所へ協力することに強い反対を示していた<sup>26)</sup>。了解覚書は第16条において、逮捕や捜査などで MONUC の国際刑事裁判所への協力が要請される場合、コンゴ共和国が MONUC へ要請を行うこととしており、MONUC に国連から与えられた任務の範囲内で間接的に国際刑事裁判所に対する武力の行使を含む協力を行うことを可能にしたと解釈される<sup>27)</sup>。他方で、国連との合意文書も了解覚書も、被告人の権利、特に国際刑事裁判所規程第67条2項に定められる被告人に有利な証拠の検察官による開示義務や被告人の自己に有利な証拠開示請求権への配慮を欠いたものであったことが後々明らかとなる。これら国連と国際刑事裁判所との間の合意文書や了解覚書の規定は、国連の活動の守秘義務を重視し、検察官にも国連から得た文書の守秘義務を課す内容となっていた (了解覚書第10条6項、合意文書第18条3項)。このため、国際刑事裁判所検

察局は、被告人に対する有利な証拠の不開示について、規程第54条3項(e)の「(検察官は、次の行為を行うことができる。) 手続のいずれの段階においても、専ら新たな証拠を得るために秘密を条件として自己が入手する文書又は条文について、これらの情報の提供者が同意しない限り開示しないことに同意すること」との文言を根拠に正当化できると考えたけれども、ルバンガ事件の第一審やカタンガとングジョロ事件の第一審審理過程で国連との秘密保持の合意に基づく証拠不開示が問題となり、規程第54条3項(e)に依拠した検察官の証拠不開示が違法と判断された<sup>28)</sup>。この決定以降、検察官は国連に対して、合意文書第18条3項に基づく秘匿を条件とした文書の提供を受けないことを通達した<sup>29)</sup>。

2011年には、検察局と国連との間に、国連コートジボワール活動(UNOCI: the United Nations Operation in Côte d'Ivoire)に対する了解覚書が締結されており、MONUCに関する了解覚書を大部分で踏襲しつつも、証拠開示の問題を受けて、文書へのアクセスの部分が大幅に書き換えられ、「可能な場合はいつでも、国連は検察官に対して、検察官の要請に応じて、文書開示に関するいかなる条件、制限、限定、例外も付けずに文書を提供することに同意する努力をしなければならない(第9条6項)」と定められた<sup>30)</sup>。こうした経緯は、国際刑事裁判所に対する国家や国際組織の協力義務を論ずる際に、忘れられがちな被告人の権利の擁護と公平な裁判の実施について戒めや警告となる。

なお、国連職員については、任務の性質上、国際刑事裁判所の訴追対象となっている者との接触の必要性が生ずる場合があり、こうした接触が国際刑事裁判所の不処罰の根絶の精神を害することのないようにするため、2013年4月に国連事務局は、国連職員が国際刑事裁判所の逮捕状・召喚状の対象となっている者と接触する際のガイドラインを策定した<sup>31)</sup>。

国際組織と国際刑事裁判所の関係について、欧州連合(EU)と国際刑事裁判所は2006年4月10日に協力共助協定に署名し、協定は同年5月1日に発効している<sup>32)</sup>。直近では、2014年8月4日、ウルグアイにおいて国際刑事裁判所所長と南米南部共同市場(メルコスール: MERCOSUR: Mercado Común del Sur)のメルコスール議会(PARLASUR: Parlamento del Mercosur)とが枠組協

力協定の締結に合意している<sup>33)</sup>。メルコスールは12の加盟国、準加盟国が全て国際刑事裁判所規程締約国となっており、協力に対する組織的合意が容易であったものと思われる。

国際組織は、国際刑事裁判所規程上、非締約国と同じく規程当事者でないため、規程第9部の協力義務を課されていない。規程上、国際組織に協力義務が課されていないために、国際刑事裁判所に対する国際組織の非協力の認定手続規定も置かれていない<sup>34)</sup>。国際組織の国際刑事裁判所に対する協力及び非協力については、これまで国連との関係以外に特別に論じられてこなかった。だが、国際刑事裁判所に対する協力は、国際刑事裁判所規程締約国という個別国家のみならず国際組織を通じて行われると、一層確実で強固なものとなることが予想されるので、国際組織と国際刑事裁判所との協力関係について実証的且つ法的な評価、分析を加えて行く必要がある。

特に、国連憲章第7章下で行動する安保理付託の事態については、国際刑事裁判所と国連との協力関係が必要不可欠となる。安保理決議の名宛人は、通常、国家であるけれども、スーダン・ダルフルの事態を国際刑事裁判所に付託した安保理決議1593は、第2段落で国連加盟国全ての協力義務を勧奨し（urge）、さらに、第3段落ではアフリカ連合に対して国際刑事裁判所と実施協定（practical agreement）について議論するよう勧めている<sup>35)</sup>。また、スーダンのバンダとジェルボ（Banda & Jerbo）の事件では、被告人側の申立てに基づいて、第一審裁判部IVがアフリカ連合に対して協力を要請している<sup>36)</sup>。国際刑事裁判所と国際組織の協力関係を論ずる場合には、当該国際組織の中の国際刑事裁判所非加盟国の協力義務如何が問題となる。つまり、国際組織の国際刑事裁判所に対する協力関係から派生する非締約国の裁判所に対する協力義務の範囲や法的性質が問題となる。この点、今後の課題として別稿に譲りたい。

個人の協力義務について、近年のスマート・サンクション（smart sanction）の考え方に基づいた安保理の個人資産に対する経済制裁の国際実行及び国際刑事法という個人を直接の規律対象とした国際法規範の特質などに鑑み、国連憲章第7章に従って、安保理決議によって国際組織の職員個人や国際平和維持活動の要員個人、その他一般の個人に対して国際刑事裁判所が協力義務を課すこ

とが可能であるとの解釈も存在する<sup>37)</sup>。無論、個人の協力義務の法的根拠を国際刑事裁判所規程に直接求めることは困難であり、上述のように安保理決議を根拠とするか、もしくは規程上の国際組織の協力規定から当該国際組織職員に対する裁判所の協力要請を導くこととなり、間接的な義務にとどまる。

国際刑事裁判所規程は次章で見るとおり、国家が国際刑事裁判所に対して協力を要請することを認めている(規程第93条10項)。国際組織について、国際刑事裁判所に対する協力要請を行うことが認められるのかどうか、規程上は明文がない。ただ、規程上、禁止もされていないので、もし国際刑事裁判所に対して国際組織からの援助要請があれば、国家に対する規定を準用して同じ条件の下これを認めることができると解釈する者もいる<sup>38)</sup>。今後の実行が待たれる。

#### 4. 国家に対する国際刑事裁判所による協力(リヴァース・コーポレーション)

国際刑事裁判所規程第9部「国際協力及び司法上の援助」は、国際刑事裁判所の請求に基づく国際刑事裁判所に対する国家による協力のみならず、締約国及び非締約国の請求に基づく国家に対する国際刑事裁判所による協力について定めている(規程第93条10項)。この後者の協力関係は、通常、国家と国際刑事裁判所との間で想定される国際刑事協力とは逆の方向への協力となるため、リヴァース・コーポレーション(reverse cooperation: 逆方向協力<sup>39)</sup>)と呼ばれる<sup>40)</sup>。リヴァース・コーポレーションというと目新しい制度のように聞こえるけれども、国際刑事管轄権からの国内刑事管轄権への事件の移管に伴う司法協力については、既に旧ユーゴ国際刑事法廷及びルワンダ国際刑事法廷の出口戦略に伴う事件移管に関して国際実行が存在する<sup>41)</sup>。

国際刑事裁判所規程第93条10項(a)は、締約国が国際刑事裁判所の管轄権内の犯罪その他の重大犯罪の捜査又は裁判を行う場合、国際刑事裁判所が当該締約国に協力し、及び援助を提供することができる、と定める。この規定は、国際刑事裁判所の管轄権が国内刑事管轄権に対して補完性を有するという国際刑事裁判所規程の精神に合致するものである。また、第93条10項(c)は、規程の非締約国の請求に基づき、国際刑事裁判所が非締約国に対して行う援助提供の規定となっている。

国際刑事裁判所規程上のリヴァース・コーポレーションの特徴として次の7つが挙げられる<sup>42)</sup>。第一に、リヴァース・コーポレーションは締約国や非締約国の「請求により」行われる。したがって、リヴァース・コーポレーションの手順として、締約国又は非締約国からの援助請求が必要となる。第二に、第93条10項(a)は「裁判所は、(中略) できる (may)」と定めているので、任意規定とみなされる。すなわち、規程上、国際刑事裁判所は締約国から請求された援助について実際に協力する義務はない。対照的に、前述の通り、締約国には国際刑事裁判所の援助請求に応ずる義務がある(規程第86条)。第三に、リヴァース・コーポレーションは主に証拠に関することについて行われる。リヴァース・コーポレーションの具体的内容は、規程第93条10項(b)(i)のa及びbに示されており、「a 裁判所による捜査又は裁判の過程において得られた陳述、文書その他の形態の証拠の送付」及び「b 裁判所の命令によって拘禁されている者に対する尋問」について、締約国からの請求に基づく国際刑事裁判所の援助を認めている。第93条10項(c)によりこれらの協力は非締約国からの請求の場合にも行われ得る。第四に、それら証拠に関する協力のみがリヴァース・コーポレーションの内容として限定列挙されている訳ではない。規程第93条10項(b)(i)が「(a)に規定する援助には、特に次のものを含む」との文言を置いていることから、証拠に関する協力はあくまで例示列挙であるとみなされる。第五に、締約国又は非締約国が援助請求を行う対象として、検察官及び裁判部の双方が想定されている。規程第93条10項の内容に対応する国際刑事裁判所の手続証拠規則の規定は規則第194条となっている。規則第194条の2項は、「第1項に示された請求が書記官に送付される場合には、書記官はその請求を検察官又は関係の裁判部に送付しなくてはならない」と定めており、この規定からも請求が検察官又は裁判部のいずれに対しても行い得るとわかる。第六に、手続証拠規則第194条5項からも明らかなおと、請求国は自己が請求する援助内容について、国際刑事裁判所が従うべき手続の詳細を定める。第七に、リヴァース・コーポレーションは、締約国と同じ条件の下、非締約国のためにも行われ得る点が特徴的である。第9部のそれ以外の規定は、締約国と非締約国の取り扱いを厳に区別しているのに対して、リヴァース・コーポレー

ジョンの規定は、締約国と非締約国の取り扱いを区別していない。

以上の規程第93条10項の手続は、原則として規程第96条に従って書面で行い、規程第96条2項に示される請求の裏付けとなる説明が必要となる。

現在のところ、国際刑事裁判所裁判部に対して公式にリヴァース・コーポレーションを請求した事例は、締約国ケニアのみのものである。なお、上述の通り、国際刑事裁判所はリビアの受理許容性異議申立ての主張を認めたため、アル・サヌーシの事件はリビア国内で刑事訴追がなされることが決定している。今後、リビアがケニア同様国際刑事裁判所に対してリヴァース・コーポレーションを請求するかどうか注目される。

ケニアの選挙後暴力の事態は、国際刑事裁判所の検察官が初めて自己の発意で捜査を開始した事態である。ケニアの事態以前に国際刑事裁判所の取り扱ってきた事態は、主に国際刑事裁判所規程締約国政府が自国の事態を国際刑事裁判所検察官に付託する形で捜査が開始されており、当然ながら当該付託には国際刑事裁判所管轄権に服することへの同意及び政府と国際刑事裁判所検察局との協力関係が示唆された。しかし、検察官の職権捜査による捜査開始の場合は、締約国と検察官との協力関係が自明ではなく、ケニアの場合も国際刑事裁判所における刑事手続を望まず、敵対的に反応した。

2005年6月1日以来、ケニアは国際刑事裁判所規程締約国となっており、2007年から2008年の間にケニアの国内で行われた選挙後暴力について、2009年11月に国際刑事裁判所検察官による職権捜査の申請がなされ、この申請に対し2010年3月に予審裁判部Ⅱが捜査開始の許可を決定していた<sup>43)</sup>。2011年3月8日、予審裁判部Ⅱは6名の被疑者に召喚状を発した。同年3月31日、ケニアはこの6名に関する事件について、規程19条2項(b)の下で受理許容性を争う申立てを行った<sup>44)</sup>。同年4月21日、ケニアは規程第93条10項及び手続証拠規則194条に基づいて裁判所に対して証拠の送付に関する協力申請を行った<sup>45)</sup>。

ケニアは、国際刑事裁判所に対する自国協力要請が国際刑事裁判所におけるケニアの事態に関する事件の受理許容性審査に影響すると主張し、協力要請に関する決定を受理許容性決定に先行して行うよう主張していた<sup>46)</sup>。ケニアは、

国際刑事裁判所から証拠の協力が得られれば、国内の裁判が進展して、国際刑事裁判所における事件の受理許容性に影響すると考えたのである。しかし、予審裁判部Ⅱはケニアの主張を聞き入れず、協力要請に関する決定と受理許容性の決定が別問題であるとの考えの下、受理許容性の決定を先行して出し、2011年5月31日、ケニアの受理許容性についての異議の申立てを却下した<sup>47)</sup>。同年6月29日、予審裁判部Ⅱは、リヴァース・コーポレーションの認められる要件を提示した上で、ケニアによる協力要請の書面からはケニアにおいて現に国内訴追が行われていることが明らかではないことを理由として、協力を拒否する決定を行った<sup>48)</sup>。この協力拒否の決定に対して、同年7月25日にケニアは上訴を行ったけれども、国際刑事裁判所規程では手続事項の決定に関する上訴は規程第82条によって極めて限定的にしか認められないため、上訴裁判部は裁判所に対する協力要請に関する決定が第82条1項で上訴の許可されている事項に当てはまらないとして上訴を棄却した<sup>49)</sup>。同年8月30日、上訴裁判部は受理許容性に関する5月の予審裁判部の決定を支持し、ケニアの事態についての事件は全て国際刑事裁判所が訴訟を継続することとなった<sup>50)</sup>。

ケニアからの協力要請に関して、国際刑事裁判所予審裁判部Ⅱはリヴァース・コーポレーションの許可の決定に関する手続を確認した。まず、協力要請に関する決定の手続について、規程第93条10項及び規則第194条により、国家からの協力要請の名宛人は裁判部でも検察局でも良いと解釈されるので、予審裁判部はこのうち裁判部自身に向けられた協力要請についてのみ決定を下すことになる<sup>51)</sup>。したがって、予審裁判部は、検察官の所有する証拠を国家に対して開示するような命令を行うことができず、裁判部自身の所有する文書や証拠についてのみ協力の許可ができるとした<sup>52)</sup>。ここで、裁判部自身の所有する文書や証拠とは、検察官によって裁判部へ既に提出済の文書、手続証拠規則第121条2項(c)に基づいて裁判部に開示された証拠を含むものである<sup>53)</sup>。

予審裁判部は、国家からの協力要請の許可を行うための二つの条件を提示した。第一に、請求締約国は「裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を構成し、又は当該締約国の国内法に定める重大な犯罪を構成する行為について捜査又は裁判」（規程第93条10項）を行った又は行っているといえなくてはならない。し

たがって、締約国は、規程第5条に定義され第6から8条に言及される一以上の犯罪について最低限でも現在捜査中又はすでに捜査を行ったことを証明しなくてはならない<sup>54)</sup>。それが証明できない場合には、締約国は国内法に定める重大な犯罪を構成する行為について捜査中又は捜査を行ったことを示す必要がある。第二に、締約国からの要請は、規程第93条10項及び第96条、手続証拠規則第194条に定められた要件を充足していなければならない。ケニアの協力要請に関して、予審裁判部IIは、ケニアが第一の要件を満たしていないと判断し、第二の要件を審理することは不要と判断した<sup>55)</sup>。

以上、リヴァース・コーポレーションの国際実行を紹介し、そこから導かれる要件を整理した。次章では、リヴァース・コーポレーションではなく、通常の状態からの国際刑事裁判所に対する協力義務に立ち返り、国際刑事裁判所に対する日本の協力体制を、法制度に焦点を当てて概観する。

## 5. 日本の展望—国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の概要—

第2章において述べた通り、国際刑事裁判所規程第88条は国内法整備について、国家に結果の義務を課すのみであり、その実現手段については国家に裁量を認めている。したがって、各国の国際刑事裁判所規程の受容方式は一様ではない<sup>56)</sup>。たとえば、カナダとイギリスは包括的な立法を行い、一つの新法の中に実体的規則と手続的規則の両方を盛り込んでいる<sup>57)</sup>。ドイツ、オランダ、スイスは、実体法と手続法を分けて立法を行った<sup>58)</sup>。日本は、国際刑事裁判所規程の批准に先立ち、手続法のみ、法整備を行った。

なお、隣国大韓民国の国際刑事裁判所に関する国内法も、1つの法律に規程上の犯罪の国内犯罪化という実体法的側面と協力手続の国内法整備の両側面を備えている。大韓民国では、規程を2002年11月に批准してから、それを国内的に実施するためのタスクフォースを立ち上げ、2007年12月21日に「国際刑事裁判所の管轄権内の犯罪の処罰等に関する法律」を施行した<sup>59)</sup>。国内立法に当たっては、国際刑事裁判所規程に詳しい刑罰規定がないため、それを規定するという刑事法の実体法的側面の必要性と、通常の内国の司法共助法では自国民不引渡しที่กำหนดされているのでそのまま国際刑事裁判所に対する協力に準用

できないという手続的側面の必要性の考慮の両方が働いたようである<sup>60)</sup>。

日本では、第166回国会において、国際刑事裁判所規程（平成19年条約第6号）の締結が承認され、国際刑事裁判所規程の国内担保法と位置づけられる「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律」（平成19年法律第37号）が成立した。日本政府は、国際刑事裁判所規程が採択されてから9年目に当たる2007年7月17日、国際刑事裁判所規程への加入書を国連事務総長に寄託し、規程第126条2項に従って、2007年10月1日、国際刑事裁判所に加盟した。

国際刑事裁判所規程批准に当たり、実体面として、規程が対象とする犯罪行為につき新たな法整備の必要性の検討と手続面の法整備の検討が行われた<sup>61)</sup>。結果として、実体面については、規程上の第6条から第8条の犯罪は現行法による処罰が可能であること、また、規程が締約国に対して国内法における犯罪化を義務づけていないこと<sup>62)</sup>、国内法上犯罪化されていない行為も存在はするが、それはあくまで理論上存在するに過ぎないものであって、現実にもそのような行為が発生することはあり得ないと考えられること<sup>63)</sup>から、実体面の法整備や国際刑事裁判所協法力における重大犯罪の犯罪化の規定創設は見送られた。

手続面に関しても、国際刑事裁判所からの要請に対して既存の国内法がどの程度対応できるかどうかの問題となった。外国に対する刑事協力に関する既存の国内法には、証拠提供の協力について「国際捜査共助等に関する法律（昭和55年法律第69号）」、逃亡犯罪人の引渡しについて「逃亡犯罪人引渡法（昭和28年法律第68号）」、外国裁判所の公判手続に対する証人尋問等の協力について「外国裁判所の囑託による共助法（明治38年法律第63号）」、外国の財産刑の執行については「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）」が存在する。しかし、これら法律は外国に対する協力を前提としており、国際組織に対する協力を想定していないと考えられるため、これら法律をそれぞれ改正するよりも、国際刑事裁判所に対する協力という観点から統一的に一つの法律として立法することが望ましいと考えられた<sup>64)</sup>。しかしながら、協法力も基本的にはこれら既存の法律の方法を踏襲し、その規定を準用できる部分は準用している<sup>65)</sup>。

日本の協法力上、国際刑事裁判所からの協力請求への対応は外交ルートを通

じて行うことが予定されており、国際刑事裁判所との一次的な対応窓口は外務大臣とされている(協力法第3条)。したがって、外務大臣が国際刑事裁判所からの協力請求の受理を行い、外務大臣が法務大臣にこの請求に関する書面を送付する。

外務大臣からの書面の送付を受けて、法務大臣が請求の内容を判断して実施を担当する国内関係実施機関(地方検察庁、地方裁判所等)へ当該書面を送付し又は必要な措置をとるよう命ずる<sup>66)</sup>。国内関係機関から回答があった場合には、法務大臣から外務大臣へ回答が送付され、外務大臣が国際刑事裁判所へ回答する。なお、この過程で必要があれば、外務大臣は国際刑事裁判所と協力請求への対応を協議する(協力法第3条、第5条)。

ただし、国際刑事裁判所に関する協力請求について、常に外務大臣が窓口となる訳ではない。すなわち、国際刑事裁判所から国際刑事警察機構(ICPO: International Criminal Police Organization)を通じて協力要請のある場合には、外交ルートではなく、国家公安委員会がこれを受理し、内部関係機関に指示等を行う<sup>67)</sup>。

協力法における国際刑事裁判所に対する協力は大きく分けて三つあり、第一に、証拠の提供等(証拠の提供、裁判上の証拠調べ、受刑者証人等移送)、第二に、引渡犯罪人の引渡し、第三に、執行協力、に分類される<sup>68)</sup>。

協力法上、証拠の提供とは、既存の国内法上、捜査共助に対応するものであり、国際刑事裁判所の捜査又は裁判に係る手続に必要な証拠を国際刑事裁判所に提供することである(協力法第2条4号)。裁判上の証拠調べとは、外嘱法に基づく外国に対する司法共助に対応するものであり、国際刑事裁判所の公判などにおいて、国際刑事裁判所の裁判部が行う証拠調べについての援助として日本の裁判所がこれを代わって行うことをいう(協力法第2条5号)。書類の送達とは、国際刑事裁判所の裁判部が行う書類の送達の援助として、日本の裁判所が行う書類の送達である。協力法においては、これら国際刑事裁判所からの請求に関する協力制限事由は、共助法と比較して制限的なものとなっており<sup>69)</sup>、重大犯罪に関しては、協力の請求に応じることにより国際法に基づく義務に反すること(第98条1項)など規程で許容されたもののみを認めること

としている（協力法第6条1項）。

受刑者証人等移送とは、国際刑事裁判所における証人尋問、捜査段階における犯人を識別させるためのいわゆる面通しの手続等に日本の国内受刑者を出頭させるため、同人を移送することである（協力法第2条7号）。受刑者証人等移送は、国内受刑者の拘禁目的を阻害する恐れが高いことから、規程上も第93条7項(a)(ii)で「被請求国が裁判所との間で合意する条件に従って移送することに同意すること」と被請求国に一定の裁量が認められている。そこで、受刑者証人等移送については協力法も共助法と同様に、受刑者が20歳に満たないことなどを協力拒否事由とし、その他にも法務大臣による広範な相当性判断を認めている（協力法第17条1項）。

犯罪人引渡しとは、国際刑事裁判所の捜査もしくは裁判の対象とされた被疑者もしくは被告人、又は国際刑事裁判所で有罪判決を受けた後に拘禁刑を執行する国から逃亡した者を国際刑事裁判所へ引渡すことと定義される（協力法第2条8号）。犯罪人引渡しについての協力拒否事由は既存の法律よりも制限的なものとなっている<sup>70</sup>。協力法では、引渡犯罪が重大犯罪である場合には、協力の請求に応じることにより国際法又は国際約束に基づく義務に反すること（規定第98条）等、規定で許容された協力制限事由のみを認め（協力法第20条）、嫌疑性については「引渡犯罪を行っていないことが明らかに認められるとき」（協力法第19条1項3号）とされている。

執行協力とは、既存国内法である組織的犯罪処罰法に基づく執行共助に対応し、国際刑事裁判所で言い渡される財産刑である罰金刑、没収刑若しくは被害回復命令又は被害者に係る適切な賠償を特定した命令（規程第75条2項）の確定裁判を執行し、又は没収刑若しくは被害回復命令の確定裁判のための保全をすることである（協力法第2条10号）。執行協力の協力制限事由に関しても、既存法よりも狭いものとなっており<sup>71</sup>、重大犯罪に関し、協力の請求に応じることにより国際法に基づく義務に反すること（規程第98条1項）等、規程で許される範囲でのみ協力制限事由を認めている（協力法第39条）。

協力法が定める国際刑事裁判所に対する日本の刑事司法協力の制度は原則として従前の日本と外国との間の司法共助の枠組みを踏襲しながらも、国際刑事

裁判所規程上の刑事手続と齟齬を来さないよう修正が加えられている。従来の国家間の司法共助の法的枠組みと ICC 協力法との最大の相違点は、「従来の国家間の司法共助において協力の制限事由として認められていた諸原則が適用されないことにある」<sup>72)</sup>。以上、規程の下、国際刑事裁判所に対して非常に重い刑事司法協力義務を負うことを前提に、日本は、その義務を果たすため国内法を整備していることがわかる。

日本における国際刑事裁判所に対する刑事司法協力の課題として、協力法は国際刑事裁判所規程の認める協力制限事由を認めているけれども、国際実行上、安保理付託によって生じた事態から非締約国国民が請求対象となっている場合、国際刑事裁判所は規程の文言にもかかわらず、国連憲章に基づいて国連加盟国に協力義務を見出しているため、国連加盟国である日本についても国連憲章上の義務に基づいた行動が求められることとなる。例えば、安保理付託の事態より生じた国際刑事裁判所の事件に関して、国際刑事裁判所によって逮捕状の出されている非締約国の国家元首が日本を訪問しようとする場合にどう対応すべきかなど、非締約国との関係で求められる対応を日本政府は確認しておく必要がある。

## 6. おわりに

本稿では、国際刑事裁判所の実効性を高めるために、国際刑事裁判所が規程締約国のみならず国家一般、あるいは規程当事者たり得ない国際組織とどのような協力関係に立つのか、法規範の内容や国際実行を中心に議論を展開した。国際刑事裁判所及び同規程は、垂直性の議論に見るように、条約体制という限界にもかかわらず、国際刑事裁判所と国連安保理との連関によって、国連加盟国に対する影響力を強めている。

国際刑事裁判所に対する国家の協力義務は、安保理の影響力を背景として一定の非締約国にも及ぶものとなりつつある。とはいえ、実際は非締約国の協力を得ることは難しく、また、国際刑事裁判所の非締約国が常任理事国の過半数を占める安保理は、今のところ非締約国の事態に関する締約国の非協力に対して踏み込んだ措置をとっていない。締約国が自発的に付託した自己付託の場合

には国家の協力が得やすいが、安保理付託の事態の場合には国家の協力が得難いとも考えられる。しかし、国際刑事裁判所の検察局の職員に対して筆者の行った聞き取り調査によれば、そうした管轄権発動のメカニズムと国家協力が連動しているというよりも、国際刑事裁判所が誰を訴追するかによって、関係諸国から協力を得られるかどうか左右されるという認識のほうが検察局では強いようである。また、旧ユーゴの場合には、EUへの加盟を条件として、旧ユーゴ国際刑事法廷に対する国家協力を求めるといった取引が可能であったが、国際刑事裁判所の場合には、大国が国際刑事裁判所に協力的であるとはいえないため、それに協力する国際政治的誘因も低い。

非締約国の事態を安保理が付託している場合には、安保理によるフォロー・アップが必要となることは、安保理の理事国の間でも認識されており、近時、議論の対象となっている。国際刑事裁判所に対する安保理の付託についての安保理による事後的支援の問題が、2014年10月23日の安保理第7285回会合において話し合われた<sup>73)</sup>。本公開討論における「国際刑事裁判所への安保理の付託に対するフォロー・アップ」という議題は、2014年10月に安保理の議長国であったアルゼンチンによって提案されたものである<sup>74)</sup>。国際刑事裁判所検察官を含め、非理事国も議論に参加し、活発な意見交換がなされた。特に、リヒテンシュタインは、スーダンの事態を安保理が国際刑事裁判所へ付託してから10年近く経っていることに鑑み、スーダンの非協力は安保理の信頼性にも関わる問題であるとして、安保理付託のフォロー・アップメカニズムの構築を訴えた<sup>75)</sup>。今回の討論で、具体的なメカニズムについて合意するに至った訳ではないようであるけれども、引き続き、安保理の場で安保理と国際刑事裁判所の協力関係、関係の透明性について議論が行われ、近い将来には具体的措置がとられることが期待される。

紙幅の関係上、本稿で取り扱えなかった課題のひとつに、侵略犯罪と国家の協力義務の関係がある。換言すれば、2010年に採択された侵略犯罪に関する国際刑事裁判所規程改正の決議について、規程上の国家の協力義務に関する規定は影響を受けるのか、もしくは今後改正を迫られるのか、という問題である。侵略犯罪に対して国際刑事裁判所の管轄権の行使を認めるための改正に当

たっては、改正根拠規定に争いはあったものの、最終的に、規程第121条5項に従って、採択後、締約国が受諾の有無を自由に判断することができるとされている<sup>76)</sup>。

こうして、今までは規程締約国の裁判所に対する協力義務と非締約国の協力義務の差異が問題とされてきたが、今後は、締約国の中にも、改正を受諾する締約国と改正未受諾の締約国の2種類が生ずる。正確にはさらにもう1種類の締約国の分類がなされる。すなわち、改正規程第15条の2 (article 15 bis) の4項は、侵略犯罪に関連する事態の捜査が検察官の職権捜査で開始する場合、又は締約国の付託によって検察官が捜査を開始する場合に、国際刑事裁判所が締約国に対して管轄権行使を行うことを拒否するための管轄権除外宣言を改正受諾締約国に認める。理論的には、こうした締約国間の管轄権受諾状況の差は、侵略犯罪についてだけではなく、規程第124条に基づき、第8条の戦争犯罪に関しても、締約国は国際刑事裁判所の管轄権除外を認められているから、管轄権を自らが受諾していない場合に当該犯罪につき国際刑事裁判所に対して協力義務を負うのかという同じ問題が存在する。

今のところ、将来の国際刑事裁判所による侵略犯罪の捜査・訴追のために、規程上の協力関連規定の改正が必要かどうかの議論はなされていない<sup>77)</sup>。また、第86条の一般的義務の規定からは改正受諾締約国と未受諾の締約国との協力義務の差異は読み取れない。ただ、裁判所の管轄権の適用除外宣言を行っている締約国が、規程第86条の「裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪について (cooperate fully with the Court in its investigation and prosecution of crimes within the jurisdiction of the Court) 裁判所が行う捜査及び訴追において、裁判所に対し十分に協力する」という文言を根拠に、「侵略犯罪について我が国は管轄権を除外しているので協力しない」と主張しないと限らない。侵略犯罪の改正については徐々にではあるが着実に批准国、受諾国が増えている<sup>78)</sup>。侵略犯罪に関する規程改正の努力を実りあるものとするべく、協力義務についても、今後議論を深めていく必要がある。

**謝辞** 本研究はJSPS 科研費 26780026の助成を受けた。ご支援に心より感謝する。

注

- 1) たとえば、古谷修一「国際刑事裁判権の意義と問題——国際法秩序における革新性と連続性」村瀬信也・洪恵子『国際刑事裁判所——最も重大な国際犯罪を裁く』（東信堂、第二版、2014年）5ページ、越智萌「国際刑事裁判所判決の国内裁判に対する一事不再理効（二・完）——垂直的關係における阻害要因と促進要因の状況」阪大法学第63巻第2号（2013年）520-521ページ。
- 2) ‘Surrender’の語は規程第59条、第60条、第61条、第89条、第90条、第91条、第92条、第97条、第98条、第100条、第101条、第102条、第107条、第111条において用いられている。
- 3) Phakiso Mochochoko, ‘International Cooperation and Judicial Assistance’, in Roy S Lee, *The International Criminal Court: The Making of the Rome Statute Issues, Negotiations, Results* (Kluwer Law International, 1999) p. 309.
- 4) *ibid.*
- 5) *ibid.*
- 6) ‘Transfer’の語を好んだ国家として、キューバ共和国、ウルグアイ東方共和国、ペルー共和国、サウジアラビア王国、アンゴラ共和国が知られる。‘Transfer’と‘surrender’のいずれの語も可能とした国家としてはロシア連邦、メキシコ合衆国が挙げられる。*ibid.*
- 7) Claus Kreß, ‘Article 102’, in Otto Triffterer ed., *Commentary on the Rome Statute of the International Criminal Court* (2nd ed., CH Beck, Hart, Nomos, 2008) p. 1157.
- 8) Göran Sluiter, ‘The Surrender of War Criminals to the ICC’, *Loyola of Los Angeles International and Comparative Law Review*, vol. 25 (2003) pp. 612-616; Claus Kreß, Kimberly Prost, Peter Wilkitzki, ‘Part 9: Preliminary Remarks’ in Otto Triffterer ed., *Commentary on the Rome Statute of the International Criminal Court* (2nd ed., CH Beck, Hart, Nomos, 2008) p. 1508.
- 9) *ibid.* (Claus Kreß, Kimberly Prost, Peter Wilkitzki).
- 10) *ibid.*
- 11) 規程第93条10項(a)によると「裁判所は、締約国の請求により、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を構成し、又は当該締約国の国内法に定める重大な犯罪を構成する行為について捜査又は裁判を行う当該締約国に協力し、及び援助を提供することができる」。
- 12) Sluiter (n 8) p. 614.
- 13) *ibid.*, p. 615.
- 14) Anne Peters, ‘International Dispute Settlement: A Network of Cooperational Duties’,

- European Journal of International Law*, vol. 14, no. 1 (2003) p. 28.
- 15) ただし、積極的補完性という国際刑事裁判所の検察局開設以来の訴追戦略は垂直性を示す。すなわち、積極的補完性は国際刑事裁判所に受け皿としての機能のみならず、国内刑事司法制度のキャパシティ・ビルディングとしての性質を持ち、国際刑事裁判所が、国際社会の関心事である重大な犯罪に対して処罰する意思と能力を持たない途上国に積極的な介入を行う作用を示唆している。
  - 16) 小畑郁「特集：国際法秩序構想の諸系譜と現在 特集の趣旨説明に代えて」法律時報第85巻11号(2013年)4ページ。
  - 17) 古谷修一「イデオロギーとしての『国際共同体』」大沼保昭編『国際社会における法と力』(日本評論社、2008年)155-189ページ；古谷修一「国際刑事裁判システムの国際法秩序——『介入の国際法』の顕在化」法律時報第85巻11号(2013年)36ページ。
  - 18) 同上、古谷(2013)33ページ。
  - 19) 処罰権に関する論稿として、洪恵子「国際社会の処罰権と主権国家の役割」法律時報第86巻2号(2014年2月号)6-10ページ。
  - 20) 「本裁判所に協力し、したがってその代理として行動する場合、締約国は、その行使が裁判所に委託された国際社会の処罰権 (*jus puniendi* of the international community) の執行のための道具である」。Situation in Darfur, Sudan, *The Prosecutor v. Omar Hassan Ahmad Al Bashir*, Case No. ICC-02/05-01/09, Decision pursuant to article 87(7) of the Rome Statute on the Failure by the Republic of Malawi to Comply with the Cooperation Requests Issued by the Court with respect to the Arrest and Surrender of Omar Hassan Ahmad Al Bashir (12 December 2011) para. 43.
  - 21) Kai Ambos, 'Punishment without a Sovereign? The Ius Puniendi Issue of International Criminal Law: A First Contribution Towards A Consistent Theory of International Criminal Law', *Oxford Journal of Legal Studies*, vol. 33, no. 2 (2013) pp. 293-315. 特に pp. 304-314 参照。
  - 22) The Negotiated Relationship Agreement between the Court and the UN (4 October 2004).
  - 23) Tamara Cummings-John, 'Cooperation between the United Nations and the International Criminal Court', *International Organizations Law Review*, vol. 10 (2013) p. 225.
  - 24) *ibid.*
  - 25) Memorandum of Understanding between the United Nations and the International Criminal Court Concerning Cooperation between the United Nations Organization Mission in the Democratic Republic of the Congo (MONUC) and the International Criminal Court (8 November 2005), reprinted in *International Organizations Law Review*, vol. 3 (2006) p. 403.

- 26) UN Doc. S/PV. 5048 (1 October 2004). Margherita Merillo, 'Cooperation between the UN Peacekeeping Operation and the ICC in the Democratic Republic of the Congo', *Journal of International Criminal Justice*, vol. 11, no. 4 (2013) pp. 767–768.
- 27) *ibid.*
- 28) *The Prosecutor v. Thomas Lubanga Dyilo*, 'Decision on the Consequences of Non-Disclosure of Exculpatory Materials Covered by Article 54(3)(e) Agreements and the Application to Stay the Prosecution of the Accused, Together with Certain Other Issues Raised at the Status Conference on 10 June 2008', Trial Chamber I, Case No. ICC-01/04–01/06 (13 June 2008); *the Prosecutor v. Germain Katanga and Mathieu Ngudjolo Chui*, 'Decision on Article 54(3)(e) Documents Identified as Potentially Exculpatory or Otherwise Material to the Defence's Preparation for the Confirmation Hearing', Trial Chamber I, Case No. ICC-01/04–01/07 (20 June 2008).
- 29) Cummings-John (n 23) p. 226.
- 30) Memorandum of Understanding between the United Nations and the International Criminal Court concerning Cooperation between the United Nations Operation in Côte d'Ivoire (UNOCI) and the Prosecutor of the International Criminal Court (23 January 2012).
- 31) Guidance on contacts with persons who are the subject of arrest warrants or summonses issued by the International Criminal Court, UN Doc. A/67/828 and UN Doc. S/2013/210 (8 April 2013). Cummings-John (n 23) p. 245; 村井伸行「国際刑事裁判所に対する国家の協力」村瀬信也・洪恵子『国際刑事裁判所——最も重大な国際犯罪を裁く』(東信堂、第二版、2014年) 278 ページ。
- 32) Agreement between the International Criminal Court and the European Union on Cooperation and Assistance, L115, 28/04/2006, p. 50.
- 33) The International Criminal Court Press Release, 'ICC concludes Framework Cooperation Arrangement with the Parliament of MERCOSUR' (5 August 2014).
- 34) 規程第112条2項(f)参照。
- 35) UN Doc. S/RES/1593 (31 March 2005) paras. 2 and 3.
- 36) *The Prosecutor v. Abdallah Banda Abakaer Nourain and Saleh Mohammed Jerbo Jamus*, 'Decision on "Defence Application pursuant to Articles 57(3)(b) & 64(6)(a) of the Statute for an order for the preparation and transmission of a cooperation request to the African Union"', Case No. ICC-02/05–03/09, Trial Chamber IV (1 July 2011); *The Prosecutor v. Abdallah Banda Abakaer Nourain and Saleh Mohammed Jerbo Jamus*, 'Decision on "the Second Defence Application pursuant to Articles 57(3)(b) & 64(6)(a) of the Statute"', Case No. ICC-02/05–03/09, Trial Chamber IV (21 December 2011).

- 37) Annalisa Ciampi, 'The Obligation to Cooperate', in in A Cassese, P Gaeta & JRWD Jones, *The Rome Statute of the International Criminal Court: A Commentary*, vol. 2 (Oxford University Press, New York, 2002) p. 1620. 前掲、注31)、村井、278ページ。
- 38) See Claus Kreß & Kimberly Prost 'Article 93' in Otto Triffterer ed., *Commentary on the Rome Statute of the International Criminal Court* (CH Beck, Hart, Nomos, 2008) p. 1588.
- 39) 学説も、通常、国際刑事裁判所に対する国家の協力を研究対象とするため、日本語の国際刑事法研究においては、まだあまり取り上げられておらず、この言葉に対する定着した訳語がない。そこで、暫定的にこのように訳すこととした。
- 40) Federica Gioia, "'Reverse Cooperation' and the Architecture of the Rome Statute: A Vital Part of the Relationship between States and the ICC?", in Maria Chiara Malaguti (ed.), *ICC and International Cooperation in Light of the Rome Statute: Proceedings of the Workshop held in Lecce on October 21–22 2005* (Argo, 2007) pp. 75–101.
- 41) William Schabas, *The International Criminal Court: A Commentary* (Oxford University Press, 2010) p. 1024.
- 42) Gioia (n 40) pp. 78–79.
- 43) Situation in the Republic of Kenya, Decision Pursuant to Article 15 of the Rome Statute on the Authorization of an Investigation into the Situation in the Republic of Kenya, Pre-Trial Chamber II, Situation ICC-01/09 (31 March 2011).
- 44) *The Prosecutor v. William Samoei Ruto, Henry Kiprono Kosgey, Joshua Arap Sang & Prosecutor v. Francis Kirimi Muthaura, Uhuru Muigai Kenyatta and Muhammed Hussein Ali*, 'Application on behalf of the Government of the Republic of Kenya pursuant to Article 19 of the ICC Statute' Pre-Trial Chamber II, Case No. ICC-01/09–01/11 & ICC-01/09–02/11 (31 March 2011).
- 45) Situation in the Republic of Kenya, 'Request for Assistance on behalf of the Government of the Republic of Kenya pursuant to Article 93(10) and Rule 194', No. ICC-01/09 (21 April 2011).
- 46) *ibid* para. 7.
- 47) *The Prosecutor v. William Samoei Ruto, Henry Kiprono Kosgey, Joshua Arap Sang*, 'Decision on the Application by the Government of Kenya Challenging the Admissibility of the Case Pursuant to Article 19(b) of the Statute', Pre-Trial Chamber II, Case No. ICC-01/09–01/11 (30 May 2011) para. 70; *the Prosecutor v. Francis Kirimi Muthaura, Uhuru Muigai Kenyatta and Muhammed Hussein Ali*, 'Decision on the Application by the Government of Kenya Challenging the Admissibility of the Case Pursuant to Article 19(b) of the Statute', Pre-Trial Chamber II, Case No. ICC-01/09–02/11 (30 May 2011) para. 66.

- 48) Situation in the Republic of Kenya, ‘Decision on the Request for Assistance Submitted on Behalf of the Government of the Republic of Kenya Pursuant to Article 93(10) of the Statute and Rule 194’, Pre-Trial Chamber II, No. ICC-01/09 (29 June 2011) [hereinafter, Decision on the Request for Assistance].
- 49) Situation in the Republic of Kenya, ‘Decision on the Admissibility of the “Appeal of the Government of Kenya against the ‘Decision on the Request for Assistance Submitted on Behalf of the Government of the Republic of Kenya Pursuant to Article 93(10) of the Statute and Rule 194 of the Rules of Procedure and Evidence’”’, Appeals Chamber No. ICC-01/09 OA (10 August 2011).
- 50) *The Prosecutor v. Francis Kirimi Muthaura, Uhuru Muigai Kenyatta and Muhammed Hussein Ali*, ‘Judgment on the Appeal of the Republic of Kenya against the Decision of the Pre-Trial Chamber II of 30 May 2011 entitled “Decision on the Application by the Government of Kenya Challenging the Admissibility of the Case Pursuant to Article 19(b) of the Statute”’, Appeals Chamber, Case No. ICC-01/09–02/11 OA (30 August 2011).
- 51) The Decision on the Request for Assistance (n 48) para. 30.
- 52) *ibid* para. 31.
- 53) *ibid*.
- 54) *ibid* para. 33.
- 55) *ibid* para. 34.
- 56) 松葉真美「国際刑事裁判所規程履行のための各国の国内法的措置」リファレンス平成16年5月号（2004年）43ページ。
- 57) 同上。
- 58) 同上。
- 59) Young Sok Kim, ‘The Korean Implementing Legislation on the ICC Statute’, *Chinese Journal of International Law*, vol. 10, issue 1 (2011) pp. 161–162.
- 60) *ibid* 162–163.
- 61) 花井剛「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律」法令解説資料総覧第316号（2008年5月号）16ページ。
- 62) 同上。
- 63) 松本麗「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の概要」法律のひろば（2007年9月）20ページ。
- 64) 前掲、注61)、花井、17ページ。
- 65) 松本、20ページ。
- 66) 前掲、注61)、花井、17ページ。

- 67) 規程第87条1項(b)、協力法第3章。
- 68) 菅原清行『『国際刑事裁判所に関するローマ規程』の締結と『国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律』の成立』ジュリスト第1341号(2007年9月)113ページ。
- 69) 共助法では、制限事由として、共助犯罪が政治犯罪であること(共助法第2条1号)、双罰性がないこと(同条2号)、等の事由が認められているほか、法務大臣による広範な相当性判断が認められている。
- 70) 引渡法では、制限事由として、引渡犯罪が政治犯罪である場合(引渡法2条1号)、双罰性がないこと(同条5号)、自国民である場合(同条9号)等が挙げられ、法務大臣による広範な相当性判断が認められる。加えて、「その引渡犯罪に係る行為を行ったことを疑うに足りる相当な理由」(同条6号)が必要とされている。
- 71) 組織的犯罪処罰法では、双罰性がないこと、嫌疑性がないことなどの共助制限事由が設けられ(組織的犯罪処罰法第59条)、加えて、法務大臣に広範な相当性判断が認められている。
- 72) 妻木伸之『『国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律』における『重大犯罪』に関する特別な取扱い——その法的性格への示唆』法学新法第116巻第3・4号(2009年)554ページ。
- 73) United Nations Security Council, 7285th meeting, UN Doc. S/PV.7285, 23 October 2014.
- 74) UN Doc. S/2014/725 (8 October 2014), 'Letter dated 8 October 2014 from the Permanent Representative of Argentina to the United Nations addressed to the Secretary General', 'Annex to the letter dated 8 October 2014 from the Permanent Representative of Argentina to the United Nations addressed to the Secretary General'.
- 75) UN Doc. S/PV. 7285 (n 73) p. 30.
- 76) Resolution RC/Res.6 of the Review Conference of the Rome Statute (11 June 2010) para. 1.
- 77) Carrie McDougall, *The Crime of Aggression under the Rome Statute of the International Criminal Court* (Cambridge University Press, 2013) p. 301.
- 78) 2014年9月25日にはラトビア、ポーランド、スペインが批准を行い、18の規程締約国が侵略犯罪の改正について批准・受諾をしている状況となり、裁判所管轄権行使のための一つの条件となっている30ヶ国の批准・受諾の過半数を超えている状況である。

# The Content of the Duty of States to Cooperate with the International Criminal Court and its Legal Bases (2)

Hitomi TAKEMURA

The effectiveness of international criminal justice depends on State cooperation, as is the case with respect of any international organization. International law is normatively weak and has always been criticized for its lack of enforcement system. International criminal law is no exception. State cooperation is indispensable for international criminal justice since there exists no world police power for the international community and States usually guard their sovereignty against the exercise of criminal jurisdictions. The International Criminal Court (hereinafter, Court) was established by multilateral treaty, the Rome Statute. It unequivocally binds all State Parties in accordance with the principle of *pacta sunt servanda*. Moreover, Article 86 of the Statute generally obliges State Parties to cooperate fully with the Court. The Statute goes further, stating that the Court may exercise jurisdiction over not only nationals of State Parties, but also nationals of Non-State Parties. This may occur through a situation referral by the Security Council, as a result of a case involving the territory of a State Party or as a consequence of a Non-State Party declaring, *ex post facto*, to subject a situation to the Court's jurisdiction. Here a legal conundrum emerges: How far can the Court and international society expect and ensure State cooperation from a State that is not a Party to the Rome Statute? What is the legal nature of Non-State Party's obligation, if indeed there is any, to cooperate with the Court? This article deals with both the general obligation of States to cooperate with the Court and the issue of Non-State Party cooperation. In order to explore these issues in a specific legal context, this article additionally introduces readers to the 2007 Japanese law of cooperation with the Court.